

気象警報発令等に伴う臨時閉所等について

鳥取学習センターでは、特別警報（波浪特別警報を除く。）等が鳥取市北部に発令されている場合は、原則として次の基準により臨時閉所等の必要な措置を講じます。

1. 特別警報（波浪特別警報を除く。）による臨時閉所

特別警報（波浪特別警報を除く。）が鳥取市北部に午前 7 時 30 分の時点で発令されている場合は、終日臨時閉所とします。

なお、開所中であっても鳥取市北部に特別警報（波浪特別警報を除く。）が発令された場合には、直ちに臨時閉所とします。

2. 警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）による臨時閉所

警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が鳥取市北部に午前 7 時 30 分の時点で発令されている場合は、午後 1 時 30 分まで臨時閉所とします。11 時 30 分の時点でいずれの警報も解除されている場合は、午後 1 時 30 分より開所します。11 時 30 分の時点で、これらの警報が解除されていない場合は、終日臨時閉所とします。

なお、開所中であっても鳥取市北部に警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が発令された場合には、臨時閉所とする場合があります。

3. その他の臨時閉所

特別警報や警報により、学生の皆さんの安全を確保するための臨時閉所のほか、学習センター所長の判断により急遽、臨時閉所等の措置を講ずることがありますので、ご了承願います。

4. 周知の方法

鳥取学習センターのホームページでお知らせしますので、確認してください。